



『ワイルド・ドライバー』スクリーンショット(Blondini Enterprises、撮影監督:Crighton Bone)

ニュージーランド国内制作会社および 公式共同制作を対象とする映画制作助成金

概要と基準

ニュージーランド政府は、「New Zealand Screen Production Grant(ニュージーランド映画制作助成金、NZSPG)」という制度の下に、映画・テレビ番組制作に対し惜しみない助成を行っています。¹

概要

NZSPGは、ニュージーランド国内制作会社および公式共同制作による作品を対象に、「Qualifying New Zealand Production Expenditure(所定基準を満たすニュージーランドでの制作費、QNZPE)」の40%に該当する金額を現金で支給する助成制度です。本助成金は、1作品につき600万NZドルを支給上限としていますが、作品によっては追加助成金の支給対象となる場合もあります。QNZPEが1500万NZドル以上であり、さらにその他の条件をも満たす作品の場合は、QNZPEのうち1500万NZドルを超えた部分の40%に該当する金額が追加助成金として支給されます。この追加助成金の支給上限額は1400万NZドルです。

申請資格

作品の形式

本助成金は、以下の形式のニュージーランド国内制作会社による映画制作を対象としています：長編映画、テレビ番組など長編映画以外の形式(単発番組および単・複数シーズンのシリーズ番組)、短編アニメーション番組。ただし、一部に例外を含みます。

制作費下限基準額²

作品の形式	QNZPE下限基準額
長編映画	総製作費250万NZドル
単発番組(脚本あり)	総製作費100万NZドル、かつ放映1時間当たり80万NZドル以上
単発番組(脚本なし)	総製作費25万NZドル
シリーズ番組(脚本あり)	総製作費100万NZドル、かつ放映1時間当たり50万NZドル以上
シリーズ番組(脚本なし)	放映1時間当たり25万NZドル以上
短編アニメーション番組(単発・シリーズとも)	総製作費25万NZドル、かつ放映1時間当たり40万NZドル以上

配給と観客動員・視聴者数

長編映画は、ニュージーランド国内において、申請助成金の金額に相当する観客動員数が見込めるような配給契約が合意済みでなければなりません。その他の形式の作品についても、ニュージーランド国内で適切かつ広範に利用されている放映網により、申請助成金の金額に相当する視聴者数が見込めるような、同様の配給契約が合意済みでなければなりません。また、全ての作品について、ニュージーランド国内の観客・視聴者を対象とした配給計画が用意されなければなりません。

その他のニュージーランド政府助成金

ニュージーランド政府機関から制作に関連して既に財政支援を受けている長編映画、子供向けドラマ番組、アニメーション作品も、本助成金の受給対象となります。ただし、その他のテレビ番組やその他の形式の作品には、本助成金は適用されません。

申請資格

本助成金の申請者は、以下の各要件を満たすものとします。

- ・ 税務上ニュージーランドに籍を置く(ニュージーランド国内で事業を行い、経営機能または支配株主がニュージーランド国内に存在する)会社または同様の共同経営体であること。
- ・ 主要な撮影の開始に先立つ18か月間に、ニュージーランド国内で映画またはテレビ番組の制作に積極的かつ多大に関与していること。
- ・ ニュージーランドにおける制作活動全般に対する責任を負う事業体であること。
- ・ ニュージーランドにおける制作を専門として設立された「Special Purpose Vehicle(特別目的事業体、SPV)」であること。(ただし、例外が適用される場合があります。助成基準全文をご覧ください。)

1作品につき、1事業体のみが助成金を申請できます。

また申請者は、作品の資産(概ね助成金額と同等の価値であり、回収資金と利益の両方を含む)の所有権を有し、その他の出資者と同様の立場を有していなければなりません。

追加助成金

追加助成金の受給対象となるには、QNZPEが1500万NZドル以上であり、さらに制作者の実績や国外配給の見通しに関する条件をも満たす作品である必要があります。さらに、公式共同制作を含め追加助成金に申請する全ての制作は、「多大な文化的利益」(「多大な文化的利益」テストにより評価されます)を有し、申請助成金と同等の価値をニュージーランドにもたらさなければなりません。

なお、追加助成金を受ける制作の回収資金と利益の一部はニュージーランド・フィルム・コミッション(New Zealand Film Commission、NZFC)の収益となります。

QNZPEとは

「Qualifying New Zealand Production Expenditure(QNZPE)」とは、助成金申請者がニュージーランド国内で以下を対象として支出する、所定基準を満たす制作費を指します。

- ・ ニュージーランド国内において購入、レンタル、リースされる物品のうち、ニュージーランド国内で調達される物品
- ・ 以下の各場合に限り海外から調達される物品：
 - ニュージーランド国内で入手不可能な場合
 - 制作時にニュージーランド国内に存在する場合
 - ニュージーランド在住者がニュージーランド国内で経常的業務として供給する物品を、ニュージーランド国内において購入、レンタル、リースする場合
- ・ ニュージーランド国内で提供されるサービス
- ・ ニュージーランド国内の土地の使用

また、QNZPEには特例や例外もあります。詳細についてはNZFCにお問い合わせください。(裏面ご参照)



多大なニュージーランド的要素

助成金の申請には、作品に「多大なニュージーランド的要素」が認められることが条件となります。「多大なニュージーランド的要素」の有無は、ポイント制審査により以下の各項を考慮の上判断します。

- 題材としてのニュージーランドの取り上げ方(設定、主要登場人物、クリエイティブな要素、文化・歴史)

- ニュージーランドにおける制作活動の度合い(撮影ロケーション・スタジオ、VFXおよびビジュアル/オーディオポストプロダクション)
- ニュージーランド映画産業界の人材の起用(特に監督、プロデューサー、脚本家、主要キャスト)
- ニュージーランドビジネス界の関与(知的財産の所有、事業開発への貢献)

映画制作における「多大なニュージーランド的要素」の確認に役立つガイドラインがダウンロード可能ですので、是非ご一読ください。

なお、追加助成金を申請しない公式共同制作の場合は、基本助成金申請に当たり「多大なニュージーランド的要素」を有すると見なされます。ただし、追加助成金を受給するためには、公式共同制作を含む全ての制作において、追加の基準要件が満たされなければなりません。

助成金の管理運営と申請手順

本助成金は、NZFCにより管理・運営されています。

登録

全ての申請者は、主要な撮影の開始に先立ち、まずNZFCへの登録を行うか、「Provisional Certification(暫定認証)」を申請しなければなりません。

暫定認証

登録を行わない申請者は、主要な撮影の開始に先立ち「Provisional Certification(暫定認証)」を申請しなければなりません。この暫定認証の交付は助成金の支給を保証するものではなく、申請者は制作終了後に改めて「Final Certification(最終認証)」を申請しなければなりません。

なお、追加助成金申請者は必ず暫定認証を申請しなければなりません。

最終認証

最終認証の申請は、制作完了後6ヶ月以内にNZFCに提出しなければなりません。助成金の支給は通常、完全に整った申請書の受理後3か月以内に行われます。

申請料は、国内制作会社助成金申請時にお支払いいただく場合があります。

Incentives Executive
電話:+64 4 382 7680
Eメール:NZSPG@nzfilm.co.nz

また、ニュージーランドでの作品制作実施をお考えの方は、下記にお問い合わせください。

Enquiries Manager
電話:+64 4 382 7680
Eメール:enquiries@nzfilm.co.nz

1. NZSPGは2014年4月1日に導入されました。本書には2017年7月1日現在の変更も含まれています。
2. 公式共同制作の場合、所定の制作費はQNZPEの代わりに「総製作費(Total Production Expenditure, TPE)」に基づき算出されます。本書に記載された情報は、2017年7月1日以降に主要な撮影・アニメーション制作が開始された作品に適用されます。

図解:国内制作会社助成金受給資格の有無

